

第3期秦野市スポーツ推進計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和8年2月1日（日）から3月2日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号、市ホームページ、市公式LINE

3 計画案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) スポーツ推進課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、電子申請及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分				
		A	B	C	D	E
第1章 第3期秦野市スポーツ推進計画の策定に当たって	0	0	0	0	0	0
第2章 本市を取り巻くスポーツ環境の現況と課題	2	0	0	1	0	1
第3章 計画の方向性と目標	8	0	0	3	1	4
第4章 資料編	1	1	0	0	0	0
計	11	1	0	4	1	5

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの
- B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの
- C：今後の取組において参考とさせていただくもの
- D：計画案に反映することが困難なもの
- E：その他（感想、質問等）

第3期秦野市スポーツ推進計画（案）に対するパブリック・コメントに寄せられた御意見・御提案等一覧

【区分】

A：意見等の趣旨等を計画案に反映したもの B：意見等の趣旨等は既に計画案に反映されていると考えるもの  
C：今後の取組において参考とさせていただくもの D：計画案に反映することが困難なもの E：その他（感想、質問等）

No.	該当箇所	該当項目	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	第2章	1(1)ア	4	「現計画で掲げた全63項目の「主な取組」を次の4区分に分類し、自己評価を行いました」とあるが、学校教育、社会教育施設（公民館、文化会館）では自己評価だけではなく、外部評価制度を導入している。スポーツ環境も社会教育、生涯学習として考える。今後の取組みとして外部評価を導入してはどうか。	C	御指摘の外部評価は、「教育行政点検・評価」や「公民館運営・事業に係る点検評価」等を指しているものと考えますが、本計画における「主な取組」は、自己評価を行ったうえでスポーツ基本法に基づいた附属機関である秦野市スポーツ推進審議会にて審議を行っています。 また、教育委員会会議や社会教育委員会会議においても、協議や報告を行っています。 いただいた御意見は、取組の参考にさせていただきます。
2	第2章	3(3)ア	28	誰でもスポーツに親しむことができる環境の充実 「時間や場所などの制約を伴わないデジタル技術を活用したスポーツ施策を展開し、誰もが自分の時間でスポーツやレクリエーション活動に親しめる環境を充実させることが必要です」とあるが、具体にはどのような活動を指しているのか。	E	第2期スポーツ推進計画の評価結果を踏まえ、次期計画では、計画(案)35ページの「いつでもどこでもできるウォーキング事業の実施」において、スマートフォンアプリを活用し、個人が好きな時間に好きな場所でウォーキングをする事業を検討しています。
3	第3章	1	30	基本理念「ライフステージ・志向に応じて「はつらつと・だれもが・のびのびと」スポーツに親しみ・楽しむ（秦野）まち」の「スポーツに親しみ」は、「スポーツを親しみ」ではないか。	E	基本理念の該当箇所は、スポーツ基本法や国・県の計画と表記を合わせています。 また、基本理念は、本計画を初めて策定した平成28年度から決まったフレーズとして継承しています。
4	第3章	2(2)	32	はだの丹沢クライミングパークへの来場者数について、令和12年度まで増加させる目標値となっているが、施設の規模から、来場者を増やせる余力があるのか。	E	平日の利用者には比較的余力があるため、利用者増に向けた効果的な施策を展開できるように、指定管理者と連携して取り組みます。
5	第3章	4(1)	36	部活のミライ・グロースプロジェクト（仮称）の推進、部活動顧問代理者事業、中学校部活動指導協力者派遣事業について、「地域力を生かした新たな部活動の体制整備に努めます。」とあるが、全国的にも専門性のある指導者を探すことに難航していることを、本市としてどのように解消し部活動の充実を図ろうとしているのか。また、部活動の地域移行については教育委員会との十分な調整が必要であるが、今後どのように進めるのか。	E	平成18年度から開始した「運動部活動顧問派遣事業（部活動顧問代理者事業）」や平成10年度から開始した「中学校部活動指導協力者派遣事業」で登録している指導者が、自ら希望して地域クラブ活動の指導者となっていることが多く、その仕組みが指導者の質の確保につながっていると考えています。引き続き、各学校や地域の実情に応じた取組を進めていきます。 また、部活動の地域展開については、教育委員会が直接所管しており、本計画では、庁内関係課及び関係団体の関連する取組の一つとして、進行管理を行います。
6	第3章	4(1)	39	全国女子中学生硬式野球選手権大会の開催について、「女子野球タウンはだの」の知名度向上を図るのはもっともだが、ただ会場を提供しているだけにみえるのが現状ではなかろうか。今後は、女子野球の普及という観点だけではなく、もともと参加率の低い女子のスポーツ環境の推進、整備を見据えての大会とすべきであると考えているがどうか。	C	「女子野球タウン」の認定をきっかけに、女子スポーツの普及推進、環境整備への波及効果が期待できるものと考えており、本市では、女子が使用しやすい野球場という観点も含め、順次環境づくりに努めています。 また、他のイベントについても、託児所を開設することにより、子育て世代や女性がスポーツに取り組みやすくなるよう、環境整備を進めています。引き続き、誰もがスポーツに親しみ・楽しめる環境づくりに取り組みます。
7	第3章	4(2)	42	はだのスポーツビレッジ（仮称）が令和8年度に供用開始されるが、今後どのように情報発信していくのか。	E	広報はだの特集号やSNS等での周知に加え、令和3年4月に締結した「スポーツによる元気で健康な地域づくり包括連携協定」に基づき、株式会社湘南ベルマーレや湘南ベルマーレスポーツクラブの持つ発信力を十分に活用しながら、施設の利用促進を図っていきます。

No.	該当箇所	該当項目	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
8	第3章	4(2)	43	渋沢丘陵を活用したスポーツの普及推進について、概要に「パークゴルフ」「トライアルロード」の記述はあるが、「はだのスポーツビレッジ（仮称）」整備の経緯からして「サッカー」の表記がないのは不自然である。追記してはどうか。	D	多目的天然芝グラウンドは、利用目的をサッカー利用に限定していないため、現在の表記としております。
9	第3章	4(3)	48	上智大学との提携について、「スポーツに関する専門的知見の提供や、スポーツ施設の利用協力等の充実を図ります。」とあるが、短大部の閉鎖によってグラウンドや体育館などの使用率も下がると想定される。広大な秦野キャンパスの施設は本市のスポーツ推進にも有効活用ができるのではないかと考える。積極的な活用を提案してはどうか。	C	上智大学短期大学部との提携事業におけるスポーツ施設利用は、本市のスポーツ推進施策において、重要な役割を担ってきたと認識していますが、同短期大学部では、令和7年度以降の学生募集を停止しています。そのため、グラウンドや体育館などの利用については、同短期大学部の今後の方針や考え方に大きく影響されることから、今後も、動向を確認しながら、調整を図っていきます。
10	第3章	4(3)	49	スポーツ推進委員の活動の充実と資質向上について、概要には「スポーツ推進委員としての職務である、スポーツの実技指導やスポーツに関する指導等の活動を充実させるため、その資質の向上を目的とした研修会等への派遣を積極的に支援します」とあるが、存在感が薄い。秦野市スポーツ推進委員規則に照らしても地域に一番近い存在であるので計画的かつ本格的に物心両面にわたって支援していくべきと考えるがどうか。	C	例年開催されている研修会等へ本市スポーツ推進委員を派遣しているほか、自主事業の開催支援や活動経費に対する補助金の支出など、様々な支援を実施しています。引き続き、地域におけるスポーツの指導者として、その活動の充実及び資質向上に向けた支援を行います。
11	第4章	—	52	計画の最後に逆引き目次があると、より分かりやすい。	A	本計画の最後に、計画の施策体系に基づいた逆引き目次を記載します。

※このほかに、「字句の訂正や文言の整理等」に対する御意見・提案等については、適宜、参考とさせていただきました。